
日本科学者会議 京都支部ニュース

3月号 No.433
2020年3月11日発行

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

・・・・・・・・ 目 次 ・・・・・・・・

- ◆ 京都支部幹事会声明「新型インフルエンザ特措法の性急な改正に反対する」……………2
- ◆ 第4回近畿地区サポーター会議（2/9）の報告……………2
- 「日本の科学者」読書会2月例会（2/20）「公共圏における多声性」……………3
- 寄稿：原発からの撤退と使用済み核燃料の処理（富田道男）……………6
- 寄稿：たてようのない不安（左近拓男）……………8
- ▼ 3～4月の支部関連行事の案内……………9
 - ・『日本の科学者』読書会例会（3/26）3月号特集「海ごみ問題」
 - ・原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会（3/27）
 - ・大学入試の在り方を考えるシンポジウム（3/29）（開催が決定されました）
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより……………9

＜赤字転落阻止のため、今年度会費の納入と来年度会費の前納のお願い＞

年度末を迎えていますが2月末現在で20人の今年度会費未納者がおられます。このままでは今年度支部財政は赤字転落の可能性が多分にあります。会費未納者には振込用紙を同封していますので、会費納入による赤字転落阻止にご協力願います。また、全員に来年度会費の振込用紙を同封していますので、赤字転落阻止のために会費（一般会員：14,400円、特別会費会員：7,200円、家族割会員：4,200円、若手会員：6,000円、若手特別：4,200円）の前納にご協力くださるようお願い申し上げます。（支部財政担当幹事）

【声明】

「新型インフルエンザ特措法の性急な改正に反対する」

安倍首相は新型コロナウイルス感染症に関して、迅速な対応が必要という名目で、新型インフルエンザ特措法の改正を表明した。しかし政府は既に、現法の特措法に基づく措置を新型コロナ対策に適用しており、今回の立法事由そのものがなくなっている。われわれは、法案提案に強く抗議する。

改正案は、政府が「緊急事態宣言」を出し、国民に対して「外出自粛要請」、「学校、劇場、体育館や映画館など、人が集まる施設の使用停止の要請・指示」、「音楽、スポーツイベントなどの開催制限の要請・指示」、「住民に対する予防接種の実施」、「臨時の医療施設のための土地、建物の使用、ならびに強制使用も可能とする」、「鉄道、運送業への医薬品、食品などの運送要請、指示」、「医療品、食品などの売り渡し要請、強制収容も可能」など、国民の生存権、基本的人権を脅かす内容である。

現行の特措法では、首相が期間と範囲を定めて「緊急事態」を宣言することができるが、改正されれば、今回のような新興・再興感染症が拡大する局面で随時発令することができ、外出の自粛、学校など公共施設の使用制限が容易に可能となり、政府により過剰に恣意的に運用される恐れがある。

そもそも感染症の予防で人権制限をするためには、節度と正確な事実把握が何より重要である。今回の新型コロナの感染では、「法改正」の前にPCR検査をきちんとすべきである。とくに、安倍政権のもとでの「緊急事態宣言」による私権の制限には多くの国民が疑念や不安を抱いている。

日本科学者会議京都支部幹事会は、改正法による国民の基本的人権の制限には断固反対するものである。

2020年3月6日

日本科学者会議京都支部幹事会

2019年度第4回近畿地区サポーター会議 報告

2020年2月9日13時30分から16時45分まで、国労大阪会館会議室で近畿地区サポーター会議が開催された。兵庫支部から1名、大阪支部から3名、京都からは2名（左近、大倉）が参加した。

いつも通りの近況報告から始まり活動交流を行った。紹介された主な事項を列挙する。大阪支部からは、和歌山在住会員から、STOPカジノ和歌山集会に参加（県が和歌山市南の人工島にカジノ誘致を推進）。自宅が国の登録

有形文化財に指定された(1930年代に建てられ天井などに屋久杉が使われている)。元京都府職員の会員から、福崎事件記念碑が建立(全国に20か所にある9条の碑の1つに、兵庫県では初)。京都市長選で、令和新撰組サポーターが活躍、組織戦の力量がある。兵庫支部からは、1/11 プラゴミによる海洋汚染問題で磯部氏を講師にフォーラム(プラゴミを減らすには、プラスチック製品の製造、物流を減らすことが必要。プラゴミの多くは川から流入)。2/8 繁沢敦子さんがアメリカにおける原発投下正当化の歴史について保険医協会で講演(JJSに寄稿を依頼)。NHK問題を考える会の主催で、籠池夫妻が講演(2/19に1審判決)。京都支部からは、「悲しみの星条旗」の上映会を全国で展開中(福島県でも2/23にいわき市で)、大学授業でも教材として使っている。「原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会」

(<http://fukushimakkyoto.namaste.jp/>

akiraka/) が立ち上がり、福島県に要請書を送った。被ばく影響の根拠資料には、加藤聡子氏、山本英彦氏の英文誌掲載論文が含まれる。3/29に京大で2つの近畿地区シンポ(大学自治問題と大学入試問題)。科学技術基本法の改正、文化芸術振興法改正で2/2、4/18にシンポジウム(東京)。長野編集委員長からは、阪大で懲戒に関する就業規則の改正案(教授会審議を経ずに懲戒処分が可能に。理事会は教員の教育研究の時間を妨げないためと主

張)。JJS56期編集委員に、近畿地区は大阪1、京都1、滋賀or兵庫1を要請している。大阪は1名(文化人類学)、若手・女性枠にも1名を推薦済。読者の声投稿が減っているのので、近畿地区サポーターから投稿して欲しい。

続いて、JJSの合評会。主な意見を列挙する。1月号：特集の笹倉論文、広森論文が分かりやすかった。p.10 正規・非正規の格差データに説得力がある。p.8 図は私学の非正規割合が大きい、学生の8割が私学であることを考えると学生/教員比との対応が知りたい。p.18 表6N「とので」誤植。「解釈労働」という用語を知った。改正パート・有期雇用労働法が常勤職員の労働条件切り下げの道具に。井戸ひろば、安倍政権が自分たちの都合のよい最高裁判事を任命。そもそも敗戦後、戦前の裁判官が失職せずそのまま在職したことも問題。12月号：資料全大教声明、文科省、予算配分を利用して大学の学長選出意向投票に介入。文部省が若手の割合増を求める結果、大学は若手の任期付雇用を増やしている。「トップ10」とは引用論文数のこと。独法化、民営化の失敗を総括すべき。水の供給は自治体の本務であるはずなので、公営企業化もおかしい。国立大学の役割を根本から問う企画が欲しい。服部論文、用語についての予備知識がないと読めない。

次回は、4月12日(日)13:30から国労大阪会館第2小会議室で開催。

(報告者：大倉弘之)

『日本の科学者』読書会2月例会(2/20)の報告 2月号特集：公共圏における多声性

標記例会が2月20日(木)15時より京都支部事務所で開かれた。参加者5名。「2月号特集」より3篇の論文が取り上げられた。

佐々木陽子「文化芸術を用いたパレスチナ第
3 次インティファダー 闘いの村ビリンが
創造した公共圏と対話」(報告 大倉弘之)

ユダヤ教、キリスト教、イスラム教が共存していたパレスチナの地に、19 世紀後半から 20 世紀初頭にユダヤ・ナショナリズムが生まれ、ユダヤ教徒が「ユダヤ人」となりイスラエル国家建設を推し進めた。以来、敗れた先住民が「パレスチナ人」となり、イスラエル・パレスチナ紛争が続いている。詳しい歴史は省略するが、国連の「パレスチナ分割決議」、イスラエル独立宣言、3 次に亘る中東戦争を経て、1993 年のオスロ合意によりパレスチナは ABC の 3 種の地区に分割された。B 地区では治安、C 地区では治安・民生の権限をイスラエルが完全に保持するという。特に C 地区ではイスラエルによる家屋破壊、「入植地建設」が進む。ここには、イスラエル主要都市へのバイパス道路が作られ、さらにそれが治安目的で囲われ、住民の日常を遮断する。さらに、海外 NGO から寄付された学校のソーラーパネルに破壊が言い渡されたり、些細な増改築を理由にした家屋破壊などの懲罰的支配が繰り返される。このような状況を著者はオスロ合意に基く「合法的支配、システム化した破壊」と表現している。

これらに対する抵抗がインティファダ（蜂起）と呼ばれ、第 1 次は 1987 年から始まり、無統制の住民暴動が数百万人規模の住民運動に発展した。イスラエル軍は抑制できず、投石する若者を銃撃する事態になり、国際的な批判を浴びオスロ合意に至った。第 2 次は 2000 年からで、今度はパレスチナ側の武装や自爆テロが国際的批判を受けた。この第 2 次の後半から NGO を中心に非暴力不服

従の抵抗運動が顕在化し、2005 年までには文化的抵抗が主たる抵抗運動になっていった。相手側の懲罰的軍勢力に対して一種の消極的選択として始まった抵抗運動を第 3 次インティファダと呼んで、本論文ではその文化芸術を用いる表現方法などの特徴をビリン村の取り組みを典型例として紹介し、分析を加えている。

ここでは、特集テーマ「公共圏における多声性」との関連に絞って触れておくと、仮装などの工夫を凝らしたデモ行進を、現地写真家や国際撮影家がインターネットを通じて画像や動画の形で発信することでイスラエルも含む国際的な連帯が広がり、新たな公共圏が創出されているとする。多声性という点では、例えば、デモが分離壁（イスラエルがテロリスト侵入防止を謳い建設したコンクリート壁）近くで完全武装のイスラエル軍と対峙する場面でも、誰かが統率するのでなく外国人、女性、子供も多い参加者の銘々が声を挙げ、銃撃が始まってからの逃げる方向までもがバラバラで、画一的でなくしかし全体が一つの有機的な彩りを持っているような様子を「多声」状態と評している。

読書会ではインターネット上に発信されている画像や短い動画の鑑賞も織り交ぜて紹介した。特集としては異例の 10 ページの論文で写真も多く、引用動画なども含めて、是非その多彩な内容に直接触れて欲しい。

陸奥賢「大阪七墓巡り復活プロジェクトとは何か？—無縁化社会での死生観光の試み—」

(報告 清水民子)

1 「七墓巡り」の風習について

「七墓巡り」とは、近松門左衛門の浄瑠璃

(元禄 15=1702 年) にもとりあげられた江戸時代の大阪の風習であった。梅田、長柄、葭原、蒲生、福島、飛田、高津、千日、野江など、現在は繁華街として知られる地域にあった「無縁仏」の墓地をお盆の時期に集団で供養して回り、7 か所をめぐれば「ご利益」

(お参りした人の葬式の日には晴れる) があるとされた。お参りは鉦や太鼓を打ち鳴らしてにぎやかにおこなわれ、遊興・娯楽につながる一面もあったらしい。「無縁墓」は「大阪夏の陣」の多数の死者と豊臣方死者を弔い、供養するための場であり、地縁・血縁の失われた「都市」ならではの風習、「抑圧された町衆のエンパシー」の結集だったと見る。明治期以降、都市改造によって廃れたとされる。

2 「七墓巡り復活プロジェクト」について

著者は「観光やまちづくりのプロデューサー」として、2011 年、東日本大震災を機に「大阪七墓巡り復活プロジェクト」の団体を立ち上げ、お盆の時期にツアーを実施した。福島原発事故に接して、「死者の民主主義」ーイギリスのチェスタトンの言葉を借りれば「祖先にも投票権を」を認めなければならないと考えての発想である。「未来の住人」の声を聞くことも含まれる。

以来 9 回実施されたツアーは最初の 30 名から最高時 100 名を超したという。20~40 歳代の参加者も多く、「おひとりさま」参加者の感想には「無縁者の自分が、供養の巡礼に参加して、未来の誰かが自分たちを供養してくれる…」とあり、地縁・血縁・社縁などの崩壊した現在の「無縁化社会でつながりあえる仕組みとしての社会実験プロジェクトである」と結んでいる。

(討論・感想) 地名には親しみを感じるものの、「七墓」などの風習の所在地とは知らな

かった。現在も繁華街となっているのは、お参りの後の打ち上げ宴会が起源だろうと(京都の祇園その他の花街の多くはそうらしい)の憶測も含めて興味深く受けとめた。旧習の復活がビジネスチャンスになり、「社会実験」と位置づけられるのも「大阪らしい」と思える。「無縁仏の墓地」という「公共圏」に老若世代が集い、「過去・現在・未来」の住人の声をきく「多声性」という特集テーマとの関連づけの視点にも感心する。

山本桃子「公共圏としてのミュージアム」(報告 鈴木博之)

国際化がすすむ中で異文化間における共生社会の実現が求められているが、公共圏、すなわち対話の場はそれほど多くはない。本論文では公共施設であるミュージアムを対話の場、公共圏として活用しようとする教育プログラムの事例を紹介している。

ロンドン大学博物館では、実際の資料に触れて観察することを重視したプログラムを設立以来実施しており、来館者との会話を重視するために、生徒や学生の見学・実習を時間指定の貸し切り状態で、一般向けとは区別して実施している。

日本では東京で日本郵便と東大博物館が共同運営する JP タワー学術文化総合ミュージアム・インターメディアテク(IMT)で、大学生ボランティアによる小・中学生向けの教育プログラムとして、アカデミック・アドベンチャー(AA)が実施されている。AA とは、大学生ボランティアが「教える者」ではなく「媒介者」として、多様な分野の展示物を一緒に観察し自由に対話する体験を重視し、児童・生徒の好奇心・探求心を深める場である。

著者による AA の実践例として、小・中学

生を対象とした「マチカネワニ」の全身骨格の観察とその絶滅理由を対話の中で考えた例を紹介している。その際、「媒介者」の役割としてニューヨーク近代美術館が採用している「観察に基づく思考法」に基づき、「先生」としてではなく「案内役」として、生徒の意見を「傾聴」して自己肯定感を育て、多様な視点での観察結果を共有し、自由な意見発表ができる雰囲気づくりを重視しているという。

(感想) 著者の視点はおおよそは理解できる

が理想論に過ぎないようにも感じた。ボランティアの能力次第でどのようにでもなりそうであり、ボランティアをどう育てるかが課題になる。「公共圏としてのミュージアム」は日本ではまだまだ受け入れ困難と思う。それにしてもカタカナ用語（フォーラム、インタラクティブ、インターメディアイト、ファシリテーター、パラフレーズなど）が説明もなく多用されていて理解が妨げられた。

寄稿：

原子力発電（原発）からの撤退と使用済み核燃料の処理について

富田道男

使用済み核燃料には、半減期 10 万年超の高レベルの放射性物質が含まれていることはよく知られている。使用済み核燃料を再処理してこれらの超長半減期の放射性物質を高レベル放射性廃棄物として分離して固形化し、地下深くに埋設する方針だけが決まっただけで、具体的に埋設する最終処分地は、原発運転開始から半世紀たった現在、まだ決めることができないでいる。いわゆる「核のゴミ」の捨て場も決めずに、原発を再稼働して「核のゴミ」生産を続けているのが現状であり、この状況は「トイレなきマンション」と例えられているように、原発運転の当初から多くの関係者の指摘するところであった。

危険なゴミの出ることが判っているのにその最終処分場も決めずに危険ゴミの生産を続けることは、社会通念上、許されない反社会的行為と言わなければならない。この点に関して、原発推進政策をとる現政府の不作为責任は厳しく追及されなければならない。そしてまた、世論調査では“原発不要の国民的要求”の割合が5割を超えていることを政府が

無視し続けることは許されないことである。我が国のエネルギー供給源から原発を排除して、早急にすべての原発施設を廃止にするべきである。

他方、脱原発を言うとは電力をどうするのかという異論が財界筋から出されるが、福島第一原発の事故後しばらくすべての原発は止まった。しかし電力不足を何とか乗り切れた。この時の経験を生かして、政府・財界は、多くの人たちが主張するように再生可能エネルギーの普及に積極的に注力するべきである。

現存する「核のゴミ」の最終処分場が決まるまでには様々な段階での国民的合意の形成が必要であり、かなりの時間を要するものと考えられる。この状況の下では、各原発の敷地内に多量に貯蔵されている使用済み核燃料を廃棄して安全に保管する方法、すなわち「保管廃棄」の方法を決めなければならない。

東京電力は、2019年7月、福島第二原発にある全4基の原子炉を廃炉にすることを決めたが、その際当該自治体との間で使用済み核

燃料の貯蔵施設を別途設置する合意を取り付けている。現行の原子炉等規制法の下では核燃料を原子炉施設から取り除かなければ廃炉工程を進めることができないので、我が国のすべての原発の原子炉を廃炉にする場合にも、使用済み核燃料は福島第二原発のように「現地別途貯蔵方式」が現実的であろう。当時の報道によれば、東京電力は廃炉が完結するまでには使用済み核燃料を県外に搬出すると明言したとあるが、廃炉完結までに30年～40年を要する事業においてこのような約束事を決める双方の考え方は住民を欺く方便でしかない。理由は、高レベル放射性廃棄物の最終処分地が決められないのと同様に、「核のゴミ」を引き取る自治体などまず無いと考えられるからである。

着工（1993年）から25年を過ぎても稼働出来ない青森県六ヶ所村の再処理工場がたとえ稼働可能となっても、ウランとプルトニウムを分離する使用済み核燃料の再処理は行わず、そのまま冷却保管する「直接処分」として保管廃棄する方式を採るべきである。「非核三原則」を国是とする我が国が核兵器の原料となるプルトニウムの保有量をこれ以上増やさないためにも、使用済み核燃料の「再処理」ではなく、「直接処分」方式が、経費的にも安全性の面からも優れていることは論を俟たないであろう。すべての原発を廃止にして、使用済み核燃料の生産及びその再処理を行わなければ、プルトニウムの保有量が増えることもない。

さらに核燃料をめぐる米国との関係も変

化している。現在の“米国との原子力の平和的利用協力協定”（通称“日米原子力協定”）は、1988（昭63）年7月に効力が発生しその有効期間は協定第16条第1項において30年とされている。それから30年が経過し、2018年7月、改訂されることもなく最初の30年の有効期間を過ぎたので、同協定第16条第2項の規定¹⁾に基づき米国に文書通告をすれば、それから6か月後に協定の効力を消滅させることができる。福島第一原発事故当時、日米原子力協定はその有効期間内であり、政府は原発ゼロ政策を閣議決定することができなかった。しかし、同協定の効力の消滅が可能となった現在においては、原発ゼロ政策の実現を妨げる条約上の障壁を取り除くことができる。したがって、私たち国民が国政選挙を通じて原発ゼロ政策をとる政府を作りさえすれば、その政府は、“原発ゼロ”実現に向けて具体的計画を立てることができるようになっていく。

なお、これまでに行われた使用済み核燃料の再処理により、日本が保有する分離されたプルトニウムの量は、2017年時点で、再処理を委嘱した英仏に37トン在り、国内に保有する10トンと合わせて合計47トンに達している。これらは、日米原子力協定第16条3項²⁾の取り決めにより、同協定終了後も効力の残る事項に基づき、米国の了承の下に米国に移管することが可能である。日本の原発施設においてMOX燃料として現有のプルトニウムを消費する必要は全くない。

参考資料；

- 1) “日米原子力協定”の正式名称は、「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（公式略称「米国との原子力の平和的利用協力協定」）」

である。その第十六条の第2項には次のように書かれている。

「いずれの一方の当事国政府も、六か月前に他方の当事国政府に対して文書による通告を与えることにより、最初の三十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。」

2) 協定第十六条3には、「いかなる理由によるこの協定又はその下での協力の停止又は終了の後においても、第一条、第二条4、第三条から第九条まで、第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、適用可能な限り引き続き効力を有する。」とあり、第一条で定義された核物質を移管する手続きについては第二条の4に取り決めがある。

なお日米原子力協定の全文は、文部科学省のウェブサイト、

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/04/23/s630702_05.pdf

からダウンロードすることができる。

寄稿

たてよのない不安

左近拓男

新型コロナウイルス肺炎により、巷は大騒ぎだ。子供を抱える家庭では、マスクがない、ガーゼがない、アルコール消毒液がないということで、薬局やスーパーの防疫コーナーをうろうろ廻る市民が目立つ。小生は、ノミの心臓の持ち主で臆病者が故に、夏は胃腸病、冬はインフルエンザ対策で年中マスクを備蓄している。うちの家庭でも1月中旬に「怪しい」とのことで何箱か買い揃えて今をしのいでいる。子供や年配の方がいる家庭にとっては、天下の一大事である。まさに「たてよのない不安」。

そんな騒ぎの中、毎日新聞の1つの記事が目に入った。2月25日の「焦点」の、「入国拒否 苦肉の拡大解釈—感染症指定でも政令駆使—」である。

湖北省滞在歴者の入国拒否は、入管法第5条1項14号の「解釈」により執行された。同条の条文には「日本国の利益または公安を

害する行為を行う恐れがある」と認めた外国人の入国を拒否できると記載されている。これまでは、1961年に1例あるだけ。今回は「湖北省滞在歴者は14号の規定に合致しており、感染の有無にかかわらず入国を拒否することは可能」としている。このことは、政府関係者からも異論が出ており、「ウイルスに感染していることを知らない、あるいは感染していない人にまで「日本国の利益を害する」と認定することは難しい」とのこと。真つ当な異論だ。法の拡大解釈は恐ろしい。世論が、WHOが騒ぎ出したと言って、じゃあ、誰でも入国拒否しましょう、というのはいかなるものか。もともとテロを想定した水際対策のための条項や政令を、十分な審議なしに適用するのはいかなるものか？ Over qualityな対応になりはしないか？

野党もなぜ反論しない？ 記事によると、今回の運用は野党からも意見はなかったよう

だ。野党も時間は限られるにしろ、その範囲で十分考察して、安易な適用は今後拡大解釈される恐れがある。ガイドラインを明確にし、となぜ指摘できないのか。

Ambiguity な事象が増えつつ現代では、国会でも迅速な対応が求められる場合もさらに多くなろう。事前に検討できるのが最善だが、

事後にでも十分に検討する時間を設けて国会などで議論していただきたい。今回のことが「蟻の一穴」になって、やばいから解釈を変えよう、あるいは、急な対応が求められる場合は法を変えようとなるのはいかなものか、と私は思った。

3～4 月の支部関連行事の案内

1. 3月読書会

日時：3月26日（木）15:00～17:30

場所：京都支部事務局

『日本の科学者』3月号「プラスチックゴミ等による海ゴミ問題」

塩飽論文（大倉）/ 瀬木論文（鈴木）/ 原田論文（藤本）/ 磯部論文（菅原）

2. 第11回京都支部幹事会

日時：3月26日（木）18:00～20:00

場所：京都支部事務局

3. 原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会 検証委員会

日時：3月27日（金）19:00～21:00

場所：京都支部事務局

4. 大学入試の在り方を考えるシンポジウム

日時：3月29日（日）13:00～16:30

会場：京都教育文化センター 302号室（京大から変更されました）

講演：羽藤由美（京都工芸繊維大学）

シンポジウム：

コーディネーター：植田健男（花園大学）

パネリスト：高校生、高校生の保護者、高校教師

資料代：500円

（注）3月10日の実行委員会で開催が決定されました。

5. 第11回ワーキング会議

日時：4月3日（金）13:30～15:30

場所：京都支部事務局

注：2月29日開催予定の第36回自然科学懇談会と、3月29日開催予定のJSA近畿地区「大学問題シンポジウム」は、新型コロナウイルス流行により中止されました。

◆◆◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆◆◆

第10回支部幹事会（2月20日）と第10回ワーキング会議（3月6日）の報告です。

1. 会員の現況（3月2日現在）

一般会員 215, 特別会費会員 3, 家族割り特別会費会員 3,
若手会員 7, 若手特別会費会員 11, 合計 239
読者 3

2. 会費納入状況（2月27日現在）

今年度会費未納者：一般 14/215, 特別会員 0/3, 家族割 0/3,
若手 3/6, 若手特別 3/11
18年度会費未納者：一般 4名, 若手特別 3名
17年度会費未納者：一般 1名, 若手特別 1名

3. 会計報告（2月）

2019年度累計	2019年度2月決算
収入累計 2,927,652 円	2月収入合計 59,178 円
支出累計 3,106,640 円	2月支出合計 250,738 円
収支累計 -178,988 円	2月分収支 -191,561 円
前年度繰越 419,566 円	前月繰越金 432,139 円
2月末残高 240,578 円	2月末残高 240,578 円

4. 京都支部第54回定期大会について

日時：5月17日（日）

10：00～12：00 講演会

13：00～16：30 大会

17：00～19：00 懇親会

会場：未定

5. 1月～2月の支部関連行事（支部ニュース2月号発行～3月号発行）

2月12日（水）支部ニュース2月号発行, 「日本の科学者」3月号発行
2月17日（月）京大に求める会役員会
2月17日（月）バイバイ原発きょうと実行委員会
2月20日（木）2月読書会
2月20日（木）第10回支部幹事会
2月28日（金）甲状腺被ばくの真相を明らかにする会 検証委員会
3月5日（木）原水禁2020世界大会・科学者集会in福井 第1回実行委員会
3月6日（金）第10回ワーキング会議
3月10日（火）大学入試の在り方を考えるシンポジウム実行委員会
3月11日（水）支部ニュース3月号発行, 「日本の科学者」4月号発行

（文責・宗川）